

KDDI Area Ethernet (HTNet) サービス
契約約款

令和3年4月1日

KDDI株式会社

目 次

- 第1章 総 則
 - 第1条 約款の適用
 - 第2条 約款の変更
 - 第3条 用語の定義

- 第2章 KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの提供区域等
 - 第4条 KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの提供区域等

- 第3章 契 約
 - 第5条 KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの品目
 - 第6条 契約の単位
 - 第7条 共同契約
 - 第8条 第1種アクセス回線又は接続契約回線の終端
 - 第9条 收容区域及び加入区域
 - 第10条 イーサネット通信網契約申込の方法
 - 第11条 イーサネット通信網契約申込の承諾
 - 第12条 最低利用期間
 - 第13条 品目の変更
 - 第14条 第1種アクセス回線又は接続契約回線の移転
 - 第15条 契約者回線の異経路
 - 第16条 契約者回線の利用の一時中断
 - 第17条 その他の契約内容の変更
 - 第18条 イーサネット通信網契約に基づく権利の譲渡の禁止
 - 第19条 契約者が行うイーサネット通信網契約の解除
 - 第20条 当社が行うイーサネット通信網契約の解除
 - 第21条 その他の提供条件

- 第4章 契約者回線群の設定等
 - 第22条 契約者回線群の設定等
 - 第23条 契約者回線群の変更
 - 第24条 契約者回線群の廃止

- 第5章 端末設備の提供等
 - 第25条 端末設備の提供
 - 第26条 端末設備の移転
 - 第27条 端末設備の利用の一時中断

- 第6章 回線相互接続
 - 第28条 当社又は他社の電気通信回線の接続
 - 第29条 他社接続回線の相互接続
 - 第30条 他社接続回線の接続変更
 - 第31条 他社接続回線の接続休止
 - 第32条 削除

- 第7章 利用中止及び利用停止

第33条 利用中止

第34条 利用停止

第8章 KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの利用の制限等

第35条 KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの利用の制限等

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第36条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金の支払義務

第37条 定額利用料の支払義務

第38条 工事費の支払義務

第39条 線路設置費の支払義務

第40条 設備費の支払義務

第3節 料金の計算方法等

第41条 料金の計算方法等

第42条 料金等支払いの連帯責任

第4節 割増金及び延滞利息

第43条 割増金

第44条 延滞利息

第5節 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

第45条 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

第10章 保守

第46条 契約者の維持責任

第47条 契約者の切分責任

第48条 修理又は復旧の順位

第11章 損害賠償

第49条 責任の制限

第50条 免責

第12章 雑則

第51条 承諾の限界

第52条 利用に係る契約者の義務

第53条 他人に使用させる場合の契約者の義務

第54条 契約者からの第1種アクセス回線等又は接続契約回線等の設置場所の提供等

第55条 技術的事項及び技術参考資料の閲覧

第56条 協定事業者による KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスに関する料金等の回収代行

第57条 契約者の氏名等の通知

第58条 協定事業者からの通知

第59条 法令に規定する事項

第60条 閲覧

第61条 附帯サービス

別 記

料 金 表

通 則

第 1 表 KDDI Area Ethernet (HTNet) サービスの料金

第 2 表 工事に関する費用

第 3 表 附帯サービスに関する料金

別 表 基本的な技術的事項

附 則

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社は、このKDDI Area Ethernet (HTNet)サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりKDDI Area Ethernet (HTNet)サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとしします。

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 イーサネット区域通信收容網	1の単位料金区域（当社が別に定める同一県内の区域をいいます。）内において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。）
4 イーサネット県内通信收容網	同一県内において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備であって、イーサネット区域通信收容網以外のもの
5 イーサネット通信收容網	イーサネット区域通信收容網又はイーサネット県内通信收容網
6 KDDI Area Ethernet (HTNet)サービス	イーサネット区域通信收容網又はイーサネット県内通信收容網を使用して行う電気通信サービス
7 イーサネット通信網サービス取扱局	北陸通信ネットワーク株式会社のイーサネット通信網サービス契約約款に定めるイーサ通信網サービス取扱局

8	イーサネット通信網サービス取扱所	KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスに関する業務を行う当社の事務所
9	イーサネット通信網契約	当社からKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの提供を受けるための契約
10	契約者	当社とイーサネット通信網契約を締結している者
11	收容局設備	イーサネット通信收容網に所属するイーサネット通信網サービス取扱局に設置される電気通信設備
12	中継局設備	イーサネット県内通信收容網に所属するイーサネット通信網サービス取扱局に設置される電気通信設備であって收容局設備以外のもの
13	相互接続点	北陸通信ネットワーク株式会社と北陸通信ネットワーク株式会社以外の第一種電気通信事業者（事業法に定める許可を受けた者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）の規定に基づき北陸通信ネットワーク株式会社が北陸通信ネットワーク株式会社以外の第一種電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
14	協定事業者	北陸通信ネットワーク株式会社のイーサネット通信網サービス契約約款に定める協定事業者
15	他社接続回線	北陸通信ネットワーク株式会社のイーサネット通信網サービス契約約款に定める他社接続回線
16	第1種アクセス回線	イーサネット通信網契約に基づいてイーサネット通信網サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
17	第1種アクセス回線等	第1種アクセス回線及び当社が必要により設置するアクセス回線に係る電気通信設備
18	第2種アクセス回線	イーサネット通信網契約に基づいてイーサネット通信網サービス取扱局と相互接続点との間に設置される電気通信回線
19	アクセス回線	第1種アクセス回線、又は第2種アクセス回線
20	アクセス回線等	アクセス回線及び当社が必要により設置するアクセス回線に係る電気通信設備
21	中継回線	中継局設備相互間に設置される電気通信回線
22	接続契約回線等	接続契約回線及び当社が必要により設置する接続契約回線に係る電気通信設備
23	契約者回線	アクセス回線、中継回線
24	契約者回線群	イーサネット通信收容網を使用して相互に通信を行うことのできる契約者回線により構成される回線群
25	端末設備	アクセス回線又は接続契約回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの

26 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
27 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であつて、端末設備以外のもの
28 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及びイーサネット通信網端末等の接続の技術的条件
29 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの提供区域等

(KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの提供区域等)

第4条 当社のKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスは、別記1に定める提供区域等において提供します。

2 当社は、当社が指定するイーサネット通信網サービス取扱所において、KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第3章 契 約

(KDDI Area Ethernet (HTNet) サービスの品目)

第5条 当社の提供するKDDI Area Ethernet (HTNet) サービスには、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (HTNet) サービスの料金) に規定する品目があります。

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1のイーサネット通信網契約を締結します。

(共同契約)

第7条 当社は、1の契約者回線について契約者が2人以上となるイーサネット通信網契約 (以下「共同契約」といいます。) を締結します。

2 前項の場合、契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出させていただきます。これを変更したときも同じとします。

(第1種アクセス回線又は接続契約回線の終端)

第8条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを第1種アクセス回線又は接続契約回線の終端とします。

2 当社は、前項のアクセス回線又は接続契約回線の終端 (相互接続点の部分を除きます。以下同じとします。) に係る地点を定めるときは、契約者と協議します。

(収容区域及び加入区域)

第9条 当社は、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (HTNet) サービスの料金) に定めるところにより収容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定するイーサネット通信網サービス取扱所においてその収容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(イーサネット通信網契約申込の方法)

第10条 イーサネット通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をイーサネット通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) KDDI Area Ethernet (HTNet) サービスの品目

(2) 第1種アクセス回線に係るイーサネット通信網契約の申込みにあつては、その第1種アクセス回線の終端の場所

(3) 第2種アクセス回線に係るイーサネット通信網契約の申込みにあつては、その第2種アクセス回線と相互に接続する他社接続回線に係るサービスの品目、区間及び協定事業者の氏名又は名称

(4) 契約者回線群

(5) その他イーサネット通信網契約申込みの内容を特定するために必要な事項

(イーサネット通信網契約申込の承諾)

第11条 当社は、イーサネット通信網契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのイーサネット通信網契約

の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) イーサネット通信網契約の申込みをした者が、KDDI Area Ethernet (HTNet) サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 契約者回線群がないとき。
 - (4) 第2種アクセス回線に係るイーサネット通信網契約の申込みにあつては、その第2種アクセス回線と他社接続回線との接続に関し、その第2種アクセス回線と接続することとなる他社接続回線について契約している者同一の者とならないとき、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - (5) 契約者回線群の設定等、その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、そのイーサネット通信網契約の申込みが料金表第1表(料金)1(適用)(3)に規定する高速デジタル方式のもの及びDA型のものにかかるものであるときは、その申込みを承諾しません。

(最低利用期間)

第12条 KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスについては、料金表第1表(KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内にイーサネット通信網契約の解除又は契約者回線の品目の変更又は移転があつた場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(品目の変更)

第13条 契約者は、契約者回線の品目の変更を請求することができます。

ただし、料金表第1表(KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の請求があつたときは、当社は、第11条(イーサネット通信網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第1種アクセス回線の移転)

第14条 契約者は、第1種アクセス回線の移転の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があつたときは、第11条(イーサネット通信網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第15条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。

(契約者回線の利用の一時中断)

第16条 当社は、契約者から請求があつたときは、契約者回線の利用の一時中断(そ

の契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(その他の契約内容の変更)

第17条 契約者は、第10条(イーサネット通信網契約申込の方法)第5号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第11条(イーサネット通信網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(イーサネット通信網契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第18条 契約者がイーサネット通信網契約に基づいてKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行うイーサネット通信網契約の解除)

第19条 契約者は、イーサネット通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめイーサネット通信網サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

(当社が行うイーサネット通信網契約の解除)

第20条 当社は、次の場合には、その契約者回線に係るイーサネット通信網契約を解除することがあります。

(1) 第34条(利用停止)の規定により利用停止をされた契約者回線について、契約者がなおその事実を解消しないとき。

(2) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除もしくは協定事業者の第一種電気通信事業の休止又は他社接続回線に係る相互接続点の所在場所の変更もしくは廃止により、契約者が他社接続回線を利用することができなくなった場合であって、利用の一時中断又は第30条(他社接続回線の接続変更)に規定する他社接続回線接続変更の請求を行わないとき。

(3) そのイーサネット通信網契約に係る契約者回線群について、第24条(契約者回線群の廃止)に規定する契約者回線群の廃止の申し出があったときであって、第23条(契約者回線群の変更)第1項に規定する変更請求を行わないとき。

2 当社は、契約者が第34条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、契約者回線の利用停止をしないでその契約者回線に係るイーサネット通信網契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、そのイーサネット通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第21条 イーサネット通信網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4章 契約者回線群の設定等

(契約者回線群の設定等)

第22条 契約者は、契約者回線群を指定し、イーサネット通信網サービス取扱所に申し出ていただきます。

- 2 前項の場合において、その設定が契約者回線群を新設するものであるときは、その契約者回線群に係る契約者の中から回線群代表者（その契約者回線群に係る契約者であって、契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる契約者をいいます。以下同じとします。）を指定して、イーサネット通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 3 第1項の場合において、当社は、その契約者回線群の回線群代表者の承諾が得られない場合を除き、契約者回線群を設定します。
- 4 当社は、第3項により契約者回線群を設定する場合は、1の契約者回線群ごとに、契約者回線群識別番号（契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。）を付与します。
- 5 前4項で定めるほか契約者回線群の取り扱いについて、料金表第1表（KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(契約者回線群の変更)

第23条 契約者は、1の契約者回線群から他の契約者回線群へ、契約者回線群の変更の請求を行うことができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。この場合における契約者回線群識別番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。
- 3 契約者は、その契約者回線群に所属する契約者の承諾が得られない場合を除いて、回線群代表者を同一の契約者回線群に所属する他の契約者に変更することができます。

(契約者回線群の廃止)

第24条 当社は、次の場合には、契約者回線群を廃止します。

- (1) 回線群代表者から、その契約者回線群の廃止の申し出があったとき。
- (2) 回線群代表者に係る契約者回線の解除があった場合であって、第23条（契約者回線群の変更）第3項に規定する回線群代表者の変更がないとき。
- (3) その契約者回線群を構成する契約者回線がなくなったとき。

第5章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第25条 当社は、契約者から請求があったときは、そのアクセス回線について、料金表第1表（KDDI Area Ethernet（HTNet）サービスの料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第26条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第27条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第6章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第28条 契約者は、そのアクセス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線と北陸通信ネットワーク株式会社又は北陸通信ネットワーク株式会社以外の第一種電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をイーサネット通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する北陸通信ネットワーク株式会社又は北陸通信ネットワーク株式会社以外の第一種電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信については、その品質を保証しません。

3 契約者は、その接続について、第1項の規定によりイーサネット通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は前項の規定に準じて取り扱います。

4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面によりイーサネット通信網サービス取扱所に通知していただきます。

(他社接続回線の相互接続)

第29条 当社は、他社接続回線と接続するイーサネット通信網契約の申込みを承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(他社接続回線の接続変更)

第30条 当社は、契約者から請求があったときは、その他社接続回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（イーサネット通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(他社接続回線の接続休止)

第31条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る第一種電気通信事業者の第一種電気通信事業の休止により、契約者が当社のKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスを利用できなくなったときは、そのKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスについて接続休止（そのKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスを一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスについて、契約者から利用の一時中断もしくは他社接続回線接続変更の請求又はイーサネット通信網契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめその契

約者にそのことを通知します。

- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのイーサネット通信網契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

第32条 削除

第7章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第33条 当社は、次の場合には、KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- (3) 第35条 (KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの利用の制限等)の規定により、KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第34条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの料金、工事に関する費用、附帯サービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)が支払われなるときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第52条(利用に係る契約者の義務)又は第53条(他人に使用させる場合の契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、第1種アクセス回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の第一種電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 第1種アクセス回線に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を第1種アクセス回線から取りはずさなかつたとき。

2 当社は、前項の規定によりKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します

。

第8章 KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの利用の制限等

(KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの利用の制限等)

第35条 当社は、KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外の契約者回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記12に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

- 第36条 当社が提供するKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの料金は、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの料金) に定めるところによります。
- 2 当社が提供するKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの工事に関する費用は、料金表第2表 (工事に関する費用) に定めるところによります。
- (注) 本条1項に規定する料金は、当社が提供するKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの態様に応じて、基本回線料及び加算額を合算したものとします。

第2節 料金の支払義務

(定額利用料の支払義務)

- 第37条 契約者は、そのイーサネット通信網契約に基づいて当社が契約者回線又は端末設備等の提供を開始した日から起算して、イーサネット通信網契約の解除又は端末設備等の廃止等 (以下この条において「解除等」といいます。) があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。) について、定額利用料 (料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの料金) に規定する料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。) の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
- (1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- ア 利用の一時中断をしたとき。
- イ 利用停止があったとき。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスに係る契約者回線を全く利用できない状態 (そのイーサネット通信網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。) が生じた場合 (2欄又は3欄に該当する場合を除きます。) に、そのことを当社が知	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。) に対応するそのKDDI Area Ethernet (HTNet)サービス (そのKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。) に係る契約者回線についての定額利用料

<p>った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が連続したとき。</p> <table border="1" data-bbox="331 315 842 654"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 315 699 360">区 分</th> <th data-bbox="699 315 842 360">時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 360 699 450">(1) (2)、(3) 以外のもの</td> <td data-bbox="699 360 842 450">1 2 時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 450 699 573">(2) アクセス回線がイーサネット方式のもの</td> <td data-bbox="699 450 842 573">1 時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 573 699 654">(3) 中継回線のもの</td> <td data-bbox="699 573 842 654">1 時間</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時 間	(1) (2)、(3) 以外のもの	1 2 時間	(2) アクセス回線がイーサネット方式のもの	1 時間	(3) 中継回線のもの	1 時間	
区 分	時 間								
(1) (2)、(3) 以外のもの	1 2 時間								
(2) アクセス回線がイーサネット方式のもの	1 時間								
(3) 中継回線のもの	1 時間								
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりそのKDDI Area Ethernet (HTNet) サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのKDDI Area Ethernet (HTNet) サービス（そのイーサネットサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）に係る契約者回線についての定額利用料</p>								
<p>3 端末設備の移転又は他社接続回線接続変更に伴って、KDDI Area Ethernet (HTNet) サービスに係る契約者回線を利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりKDDI Area Ethernet (HTNet) サービスに係る契約者回線を利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのKDDI Area Ethernet (HTNet) サービス（そのKDDI Area Ethernet (HTNet) サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）に係る契約者回線についての定額利用料</p>								

3 第1項の期間において、契約者がKDDI Area Ethernet (HTNet) サービスと相互に接続する他社接続回線を利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続回線の契約者に帰する事由により、その他社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、契約者は、そのKDDI Area Ethernet (HTNet) サービスに係る定額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除いて、KDDI Area Ethernet (HTNet) サービスと相互に接続する他社接続回線を利用することができなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 契約者の責めによらない事由によりKDDI Area Ethernet (HTNet) サービスと相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態（</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応する</p>

<p>その他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスに係る契約者回線についての定額利用料</p>
<p>2 接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するそのイーサネット通信網に係る契約者回線についての定額利用料</p>

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。

(工事費の支払義務)

第38条 契約者は、イーサネット通信網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのイーサネット通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第39条 契約者は、次の場合には料金表第2表第2(線路設置費)に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、第1種アクセス回線の設置等の工事の着手前にそのイーサネット通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条及び次条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費をお返しします。

- (1) 第1種アクセス回線の終端が区域外(收容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。)となるイーサネット通信網契約の申込み又は第1種アクセス回線の増設の請求をし、その承諾を受けたとき。
- (2) 第1種アクセス回線の終端が区域外にある第1種アクセス回線又は接続契約回線について、その品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
- (3) 移転後の第1種アクセス回線の終端が区域外となる第1種アクセス回線の移転(移転後の第1種アクセス回線の終端が移転前の第1種アクセス回線の終端と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（区域外における第1種アクセス回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

第40条 契約者は、第1種アクセス回線について特別な電気通信設備の新設等を要するイーサネット通信網契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3（設備費）に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、第1種アクセス回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費をお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第41条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

（料金等支払いの連帯責任）

第42条 共同契約を締結している各契約者は、その契約者が支払わなければならない料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負うものとします。

第4節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第43条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第44条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として、支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

(協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等)

第45条 当社は、協定事業者との相互接続に係る料金について、その料金を定める電気通信事業者、その料金の請求を行う電気通信事業者及びその料金に関するその他の取扱いは、相互接続協定に基づき北陸通信ネットワーク株式会社が別に定めるところによります。

第10章 保 守

(契約者の維持責任)

第46条 契約者は、その第1種アクセス回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第47条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が第1種アクセス回線に接続されている場合であって、その第1種アクセス回線等を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、イーサネット通信網サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により第1種アクセス回線等に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について、当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第48条 当社は、契約者回線が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第35条（KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従って契約者回線を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の契約者回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順 位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの

2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記12に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の 機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置され るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその経路を変更することがあります。

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第49条 当社は、KDDI Area Ethernet (HTNet) サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのKDDI Area Ethernet (HTNet) サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第37条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、KDDI Area Ethernet (HTNet) サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第37条第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのKDDI Area Ethernet (HTNet) サービスに係る定額利用料の額（そのKDDI Area Ethernet (HTNet) サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る定額利用料の額）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりKDDI Area Ethernet (HTNet) サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第50条 当社は、第1種アクセス回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、当社に故意又は重大な過失がない限り、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であ

っても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（イーサネット通信網サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の変更を含みます。）により、現に第1種アクセス回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第12章 雑 則

(承諾の限界)

第51条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき（その請求に係る契約者回線が第2種アクセス回線である場合において、その第2種アクセス回線に係る協定事業者の承諾が得られない場合その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款又は料金表において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第52条 契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社がイーサネット通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がイーサネット通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(3) そのアクセス回線等等を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

第53条 契約者はそのアクセス回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、そのアクセス回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。

(2) 契約者は、そのアクセス回線等に関する料金又は工事に関する費用のうち、そのアクセス回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。

(3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その第1種アクセス回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その第1種アクセス回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

第46条 (契約者の維持責任)

第47条 (契約者の切分責任)

別記6（自営端末設備の接続）

別記7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

別記8（自営電気通信設備の接続）

別記9（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

（契約者からの第1種アクセス回線等又は接続契約回線等の設置場所の提供等）

第54条 契約者からの第1種アクセス回線等の設置場所の提供等については、別記5に定めるところによります。

（技術的事項及び技術参考資料の閲覧）

第55条 KDDI Area Ethernet (HTNet) サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定するイーサネット通信網サービス取扱所において、KDDI Area Ethernet (HTNet) サービスを利用するうえで参考となる別記13の事項を記載した技術参考資料を閲覧に供します。

（協定事業者によるKDDI Area Ethernet (HTNet) サービスに関する料金等の回収代行）

第56条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限りません。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- （1）その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- （2）その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- （3）その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払われないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

（契約者の氏名等の通知）

第57条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者とKDDI Area Ethernet (HTNet) サービスを利用する上で必要な契約を締結している者に限りません。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

（協定事業者からの通知）

第58条 契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

（法令に規定する事項）

第59条 KDDI Area Ethernet (HTNet) サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（注）法令に定めがある事項については、別記6から10に定めるところによります。

(閲覧)

第60条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(附帯サービス)

第61条 KDDI Area Ethernet (HTNet) サービスに関する附帯サービスの取り扱いについては、別記11及び14に定めるところによります。

別 記

1 KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの提供区域等

(1) KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスは、次に掲げる区域において提供します。KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの提供区域北陸通信ネットワーク株式会社の契約約款に定める提供区域 (KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスに相当する電気通信サービスに係るものに限ります。)と同じとします。(2) 当社のKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの提供区間は、契約者回線の終端 (相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。)相互間、契約者回線の終端と相互接続点との間とします。

2 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかにイーサネット通信網サービス取扱所に通知していただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者として定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

(1) 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うイーサネット通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(3) 契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

(1) 協定事業者との相互接続に係る料金 (相互接続協定に基づき北陸通信ネットワーク株式会社が別に定めたものに限ります。)については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間を合わせて定めるものとします。

(2) (1)の規定により、当社の提供区間を協定事業者が料金設定することとなった場合における料金及び料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるものを除き、協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

(3) (1)の規定により、協定事業者の提供区間を当社が料金設定することとなった場合における料金及び料金に関するその他の取扱いについては、協定事業者の契約約款及び料金表に定めるものを除き、この約款に定めるところによります。

(4) (1)の規定にかかわらず、協定事業者との相互接続に係る料金のうち、

料金表に別段の定めがある場合は、その定めによるところによります。

5 契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等

- (1) アクセス回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社がアクセス回線等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社がイーサネット通信網契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、アクセス回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

6 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、そのアクセス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて指定認定機関（電気通信事業法施行規則（昭和65年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、そのアクセス回線又は接続契約回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときはそのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、アクセス回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備をアクセス回線から取りはずしていただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、そのアクセス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
- イ その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。）の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、そのアクセス回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときはそのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

アクセス回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、アクセス回線等を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

11 協定事業者の電気通信サービスに関する手続き代行

当社は、契約者から要請があったときは、協定事業者（北陸通信ネットワーク株式会社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

12 新聞社等の基準

区	分	市	町	村
---	---	---	---	---

1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （１）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること （２）発行部数が、１の題号について 8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第 131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（１欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

13 技術参考資料の項目

<p>自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件</p> <p>（１）物理的条件</p> <p>（２）電氣的条件及び光学的条件</p> <p>（３）論理的条件</p>

（注）品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

14 支払証明書の発行

- （１）当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係るKDDI Area Ethernet (HTNet) サービスの支払証明書を発行します。
- （２）契約者は、（１）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

料金表

通則

(料金等の設定)

- 1 北陸通信ネットワーク株式会社が別に定める特定協定事業者との相互接続により提供するKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスに係る料金及び工事に関する費用については、当社の提供区間と特定協定事業者の提供区間を合わせて当社が設定します。この場合、特定協定事業者に係る工事に関する費用については、その特定協定事業者の料金表の規定を準用した額とします。

ただし、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る料金（加算額に限ります。）及び工事に関する料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、契約者がそのイーサネット通信網契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下この条において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は端末設備等の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日にイーサネット通信網契約の解除又は端末設備等の廃止等があったとき。
 - (3) 前各号の場合を除いて、暦月の初日以外の日にKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）
- 4 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(料金前払いに伴う料金の減額)

- 5 契約者は、KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスに関する料金について、当該月分を含む6か月分又は1年分の料金を一時に支払うことができます。

ただし、当該月分の料金が日割によるものであるとき、又は当該月分の料金が支払期日までに支払われないときは、この限りではありません。
- 6 契約者が、5の規定により一時払いにより料金を支払う場合は、その料金を次の割引率で減額します。

区 分	割 引 率
6か月分の料金を一時払いにより支払う場合	1. 3%
1年分の料金を一時払いにより支払う場合	3. 0%

- 7 一時払いにより料金が支払われた契約者回線について、支払いを受けた料金の対象期間の終了前に次の場合が生じたときは、6の規定にかかわらず、その料金はそれぞれ次のとおりとします。

区 分	料 金 の 取 扱 い
KDDI Area Ethernet (HTNet) サービスの品目の変更、サービスクラス等の変更、第1種アクセス回線の移転又はKDDI Area Ethernet (HTNet) サービスの料金の改定等があったとき。	月額で定められている料金の額が増加したとき。
	月額で定められている料金の額が減少したとき。
契約者が現に利用しているKDDI Area Ethernet (HTNet) サービスに係るイーサネット通信網契約を解除すると同時に、新たにイーサネット通信網契約を締結してその場所でKDDI Area Ethernet (HTNet) サービスの提供を受けるとき。	新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet (HTNet) サービスの料金の額が、解除するKDDI Area Ethernet (HTNet) サービスの料金の額より多いとき。

	<p>新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの料金の額が、解除するKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの料金の額より少ないとき。</p>	<p>支払いを受けた料金の対象期間の初日からイーサネット通信網契約の解除があった日の前日までの解除されたKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの料金及びイーサネット通信網契約の解除があった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額をお返しします。</p>
<p>イーサネット通信網契約の解除があったとき。</p>	<p>支払いを受けた料金の対象期間の初日からイーサネット通信網契約の解除があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額が支払いを受けた料金額より多いときは、その差額を支払っていただきます。</p> <p>支払いを受けた料金の対象期間の初日からイーサネット通信網契約の解除があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額が支払いを受けた料金額より少ないときは、その差額をお返しします。</p>	

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 9 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するイーサネット通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 10 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 12 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。
- (注) 12に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 13 第37条(定額利用料の支払義務)から第40条(設備費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に規定する税抜価格(消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。
- ただし、KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの延滞利息については、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

- 14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
- (注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のイーサネット通信網サービス取扱所に掲示する等の方法によりそのことをお知らせします。

(実費の算定方法)

- 15 当社は、この約款に規定する加算額及び設備費のうち別に算定する実費については、当社が別に定める基準に基づいて算定します。

(料金等の請求)

- 16 KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 料金

1 適用

KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの料金の適用については、第37条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容												
(1) 收容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの提供区域について、1のイーサネット通信網サービス取扱局に第1種アクセス回線を收容する区域（以下「收容区域」といいます。）及びその收容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めま</p> <p>イ 收容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>												
(2) アクセス回線における区分に係る料金の適用	<p>当社は、KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの料金を適用するにあたって、次表のとおりアクセス回線において、区分を定めま</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>区分2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>当社の指定するイーサネット通信網サービス取扱局内にアクセス回線が終端するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考 区分1には以下の種別があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス回線A</td> <td>契約の申込者が指定する場所とイーサネット区域通信收容網に係る收容局設備との間に設置されるアクセス回線</td> </tr> <tr> <td>アクセス回線B</td> <td>契約の申込者が指定する場所とイーサネット県内通信收容網に係る收容局設備との間に設置されるアクセス回線</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考 1 契約者が指定することができるアクセス回線の終端の場所は、当社が別に定めるイーサネット通信網サービス取扱局の收容区域内に限ります。 2 当社は、アクセス回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。 3 契約者は、第13条（品目の変更）の規定にかかわらず、種別が異なるアクセス回線間での</p>	区 分	内 容	区分1	区分2以外のもの	区分2	当社の指定するイーサネット通信網サービス取扱局内にアクセス回線が終端するもの	種 別	内 容	アクセス回線A	契約の申込者が指定する場所とイーサネット区域通信收容網に係る收容局設備との間に設置されるアクセス回線	アクセス回線B	契約の申込者が指定する場所とイーサネット県内通信收容網に係る收容局設備との間に設置されるアクセス回線
区 分	内 容												
区分1	区分2以外のもの												
区分2	当社の指定するイーサネット通信網サービス取扱局内にアクセス回線が終端するもの												
種 別	内 容												
アクセス回線A	契約の申込者が指定する場所とイーサネット区域通信收容網に係る收容局設備との間に設置されるアクセス回線												
アクセス回線B	契約の申込者が指定する場所とイーサネット県内通信收容網に係る收容局設備との間に設置されるアクセス回線												

	<p>品目変更を請求することはできません。</p> <p>4 種別の異なるアクセス回線間では、相互に通信することはできません。</p> <p>5 契約者は、アクセス回線の種別の変更を請求することはできません。</p>																																																						
<p>(3) 品目に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <p>(ア) アクセス回線の品目</p> <p>① 区分1のもの</p> <p>a アクセス回線Aのもの</p> <table border="1" data-bbox="568 696 1390 920"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s</td> <td>1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>b アクセス回線Bのもの</p> <p>(1) 第1種アクセス回線のもの</p> <table border="1" data-bbox="568 1016 1390 2089"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高速デジタル方式のもの</td> <td>128kb/s</td> <td>128kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1.5Mb/s</td> <td>1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="16">イーサネット方式のもの</td> <td>0.5Mb/s</td> <td>0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Mb/s</td> <td>1Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2Mb/s</td> <td>2Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3Mb/s</td> <td>3Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4Mb/s</td> <td>4Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5Mb/s</td> <td>5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>6Mb/s</td> <td>6Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>7Mb/s</td> <td>7Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>8Mb/s</td> <td>8Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>9Mb/s</td> <td>9Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>20Mb/s</td> <td>20Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>30Mb/s</td> <td>30Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>40Mb/s</td> <td>40Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>50Mb/s</td> <td>50Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>60Mb/s</td> <td>60Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>70Mb/s</td> <td>70Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>80Mb/s</td> <td>80Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>90Mb/s</td> <td>90Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内 容	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1Gb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの	品目	内 容	高速デジタル方式のもの	128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	1.5Mb/s	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	イーサネット方式のもの	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4Mb/s	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6Mb/s	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8Mb/s	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9Mb/s	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
品目	内 容																																																						
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
1Gb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
品目	内 容																																																						
高速デジタル方式のもの	128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの																																																					
	1.5Mb/s	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																					
イーサネット方式のもの	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																					
	1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																					
	2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																					
	3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																					
	4Mb/s	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																					
	5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																					
	6Mb/s	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																					
	7Mb/s	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																					
	8Mb/s	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																					
	9Mb/s	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																					
	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																					
	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																					
	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																					
	40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																					
	50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																					
	60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																					
70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						
90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																						

	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
--	---------	----------------------

(2) 第2種アクセス回線のもの

品 目		内 容
DA型 のもの	128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの

② 区分2のもの

品 目		内 容
	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの

(イ) 中継回線の品目

品 目	内 容
0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの
2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの
3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの
4Mb/s	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの
5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
6Mb/s	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの
7Mb/s	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの
8Mb/s	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの
9Mb/s	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの

備 考

中継回線は、隣接する県の中継局設備相互間に適用されます。

イ 契約者回線は、イーサネット通信収容網で網輻輳が発生していない場合において上記に規定する符号伝送が可能なものとしします。

ウ 当社は、契約者回線群の変更について、同じ区分のアクセス回線相互間又は中継回線相互間に限り提供します。

エ KDDI Area Ethernet (HTNet) サービスに係る料金額

は、次のとおり適用します。

種 別	適 用
同一の県内において、KDDI Area Ethernet (HTNet) サービスを利用する場合	2 (料金額) の (1) の①のイ又はイとそのイーサネット通信網契約に応じて (2) を適用します。
2 以上の県内において、KDDI Area Ethernet (HTNet) サービスを利用する場合	2 (料金額) の (1) の①のイ及び②の合算とそのイーサネット通信網契約に応じて (2) を適用します。

(4) 最低利用期間内にイーサネット通信網契約の解除等があった場合の料金の適用

ア KDDI Area Ethernet (HTNet) サービスには、異経路によるものを除いて、最低利用期間があります。
 イ 契約者は、最低利用期間内に次表左欄に定める事由があった場合は、第37条 (定額利用料の支払義務) 及び料金表通則 2 から 4 までの規定にかかわらず、次表に定める料金の額に消費税相当額を加算した額について、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区 分	支払を要する料金の額 (税抜価格)
1 イーサネット網契約の解除があった場合	残余の期間に対応する基本回線料及び加算額料金 (以下この表において料金といいます。) に相当する額
2 契約者回線の品目の変更又は移転があった場合 (変更又は移転前の料金の額から変更又は移転後の料金の額を控除し、残額がある場合に限り。))	左欄に定める残額に残余の期間を乗じて得た額

備考

2 欄の場合に、品目の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又はイーサネット通信網契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の料金を合算して行います。

(5) 長期継続利用に係る料金の適用

ア 当社は、契約者から、そのイーサネット通信網契約に係る契約者回線について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における料金については、2（料金額）（1）の額から次表に規定する額を減額して適用します。

この場合、長期継続利用には次表の2種類があり、あらかじめいずれか一つを選択していただきます。

月額

種 類	継続して利用する期間	料金の減額 (税抜価格)
(7) 3年利用	3年間	2（料金額）（1）の額に0.07を乗じて得た額
(イ) 6年利用	6年間	2（料金額）（1）の額に0.11を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（イーサネット通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日）から適用します。

ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、契約者回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、そのイーサネット通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限りに行うことができます。

キ 前項カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前にKDDI Area Ethernet (HTNet) サービスの品目の変更により、そのイーサネット通信網契約に係る料金の額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合に

は、それぞれ次に掲げる料金の額に消費税相当額を加算した額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、次に掲げる支払いを要する料金の額に消費税相当額を加算した額と既支払額（消費税相当額を加算した額に限ります。以下この欄において同じとします。）との総額が通常のイーサネット通信網契約の総支払額（消費税相当額を加算した額に限ります。以下この欄において同じとします。）を下回る場合は、通常のイーサネット通信網契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する料金の額 (税抜価格)
(7) 品目の変更により料金が減少した場合	残余の期間に対応する料金の差額（減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の料金に0.35を乗じて得た額

(6) 第1種アクセス回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用

ア その第1種アクセス回線の終端に係るイーサネット通信網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（その第1種アクセス回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路の加算額を適用します。

ただし、その第1種アクセス回線が異経路（（7）の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、区域外線路の加算額の支払いを要しません。

イ 加入区域の設定変更、第1種アクセス回線の移転等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。

(7) 異経路となる第1種アクセス回線の加算額の適用

ア その第1種アクセス回線の終端が直接收容されているイーサネット通信網サービス取扱局の收容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路の加算額を適用します。

イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは、再算定します。

(8) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料

故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金（区域外線路及び異経路の線路に関する加算額を含みます。）は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみ

金の適用	なして適用します。
(9) 特別な電気通信設備の加算額の適用	第1種アクセス回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備の加算額を適用します。
(10) 回線終端装置の加算額の適用	当社の回線終端装置を提供した場合、回線終端装置の加算額を適用します。

2 料金額

(1) 基本回線料

① アクセス回線のもの

a 区分1のもの

ア アクセス回線Aに係るもの

アクセス回線1回線ごとに月額

品 目	料金額（税抜価格（税込価格））
10Mb/s	75,000円 (82,500円)
100Mb/s	155,000円 (170,500円)
1Gb/s	490,000円 (539,000円)

イ アクセス回線Bに係るもの

イー① 第1種アクセス回線に係るもの

アクセス回線1回線ごとに月額

品 目	料金額（税抜価格（税込価格））
高速デジタル方式のもの	128kb/s 40,000円 (44,000円)
	1.5Mb/s 165,000円 (181,500円)
イーサネット方式のもの	0.5Mb/s 45,000円 (49,500円)
	1Mb/s 52,000円 (57,200円)
	2Mb/s 77,000円 (84,700円)
	3Mb/s 100,000円 (110,000円)
	4Mb/s 125,000円 (137,500円)
	5Mb/s 137,000円 (150,700円)
	6Mb/s 144,000円 (158,400円)
	7Mb/s 151,000円 (166,100円)
	8Mb/s 158,000円 (173,800円)
	9Mb/s 165,000円 (181,500円)
10Mb/s 170,000円 (187,000円)	

	20Mb/s	182,000円 (200,200円)
	30Mb/s	194,000円 (213,400円)
	40Mb/s	205,000円 (225,500円)
	50Mb/s	216,000円 (237,600円)
	60Mb/s	227,000円 (249,700円)
	70Mb/s	238,000円 (261,800円)
	80Mb/s	249,000円 (273,900円)
	90Mb/s	260,000円 (286,000円)
	100Mb/s	270,000円 (297,000円)

イー② 第2種アクセス回線に係るもの

アクセス回線1回線ごとに月額

品 目	料金額 (税抜価格 (税込価格))
128kb/s	40,000円 (44,000円)

b 区分2のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

品 目	料金額 (税抜価格 (税込価格))
10Mb/s	70,000円 (77,000円)
100Mb/s	150,000円 (165,000円)

②中継回線のもの

中継回線1回線ごとに月額

品 目	料金額 (税抜価格 (税込価格))
0.5Mb/s	34,000円 (37,400円)
1Mb/s	35,000円 (38,500円)
2Mb/s	36,000円 (39,600円)
3Mb/s	37,000円 (40,700円)

4Mb/s	38,000円 (41,800円)
5Mb/s	39,000円 (42,900円)
6Mb/s	40,000円 (44,000円)
7Mb/s	41,000円 (45,100円)
8Mb/s	42,000円 (46,200円)
9Mb/s	42,500円 (46,750円)
10Mb/s	43,000円 (47,300円)
20Mb/s	86,000円 (94,600円)
30Mb/s	129,000円 (141,900円)
40Mb/s	172,000円 (189,200円)
50Mb/s	215,000円 (236,500円)
60Mb/s	265,000円 (291,500円)
70Mb/s	315,000円 (346,500円)
80Mb/s	365,000円 (401,500円)
90Mb/s	415,000円 (456,500円)
100Mb/s	475,000円 (522,500円)

(2) 加算額

月額

料金種別	単 位	区 分		料金額 (税抜価格 (税込価格))
ア 線路設置使用料	第1種アクセス回線1回線につき区域外線路100mまでごとに	—		1,000円 (1,100円)
イ 異経路の線路使用料	—	—		別に算定する実費
ウ 特別な電気通信設備使用料	—	—		別に算定する実費
エ 回線終端装置使用料	1台ごとに	高速デジタル方式のもの	128kb/s	4,000円 (4,400円)
			1.5Mb/s	15,000円 (16,500円)
		イーサネット方式のもの	0.5Mb/s, 1Mb/s~ 10Mb/s, 20Mb/s~ 100Mb/s	5,000円 (5,500円)
			1Gb/s	40,000円 (44,000円)
備 考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。				

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工事費の適用については、第38条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容												
(1) 工事費の適用	<p>ア 工事費は、工事を要することとなる契約者回線及び端末設備において、1の工事ごとに適用します。</p> <p>イ 1の契約者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき税抜価格3,500円（相互接続点に係る工事の場合及び回線接続等に係る工事の場合を除きます。）を減額します。</p>												
(2) 品目の変更、移転又は接続変更の場合の工事費の適用	品目の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事に適用し、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。												
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 端末設備に係る工事</td> <td>端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 配線設備に係る工事</td> <td>配線設備の設置、移転及び一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 相互接続点に係る工事</td> <td>相互接続点において次の工事を する場合に適用します。 (7) 接続工事 (イ) 他社接続回線接続変更 (ウ) その他の工事</td> </tr> <tr> <td>エ 回線接続等に係る工事</td> <td>アクセス回線を収容局設備に接続する場合、中継回線を中継局設備に接続する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>オ 利用の一時中断に係る工事</td> <td>契約者回線及び端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 端末設備に係る工事	端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。	イ 配線設備に係る工事	配線設備の設置、移転及び一時中断の再利用等の場合に適用します。	ウ 相互接続点に係る工事	相互接続点において次の工事を する場合に適用します。 (7) 接続工事 (イ) 他社接続回線接続変更 (ウ) その他の工事	エ 回線接続等に係る工事	アクセス回線を収容局設備に接続する場合、中継回線を中継局設備に接続する場合に適用します。	オ 利用の一時中断に係る工事	契約者回線及び端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。
工事の区分	適 用												
ア 端末設備に係る工事	端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。												
イ 配線設備に係る工事	配線設備の設置、移転及び一時中断の再利用等の場合に適用します。												
ウ 相互接続点に係る工事	相互接続点において次の工事を する場合に適用します。 (7) 接続工事 (イ) 他社接続回線接続変更 (ウ) その他の工事												
エ 回線接続等に係る工事	アクセス回線を収容局設備に接続する場合、中継回線を中継局設備に接続する場合に適用します。												
オ 利用の一時中断に係る工事	契約者回線及び端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。												

2 工事費の額

1の工事ごとに

工 事 の 種 類	工事費の額 (税抜価格 (税込価格))	
	メタル回線	光 回 線
端末設備に係る工事	8,000円 (8,800円)	
配線設備に係る工事	4,000円 (4,400円)	12,000円 (13,200円)
相互接続点に係る工事	3,000円 (3,300円)	
回線接続等に係る工事	2,500円 (2,750円)	
利用の一時中断に係る工事	6,300円 (6,930円)	
他社接続回線の相互接続点に係る工事	2,000円 (2,200円)	
備 考		
<p>1 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合は、その工事に要した費用を支払っていただきます。</p> <p>2 他社接続回線の相互接続点に係る工事については、契約者から東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下この備考2でNTT地域会社といいます。）のイーサネット通信網サービス契約約款及び料金表の割増工事費の適用に定める時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、NTT地域会社の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合、当社は2（工事費の額）に定める額についてNTT地域会社のイーサネット通信網サービス契約約款及び料金表の割増工事費の適用の規定に準じて取り扱います。</p>		

第2 線路設置費

1 適用

1 適用

線路設置費の適用については、第39条（線路設置費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容										
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の第1種アクセス回線の終端が加入区域外となる場合（第1種アクセス回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p>										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにイーサネット通信網契約を締結して、その場所でKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスに係るイーサネット通信網契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 3%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 3%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 28%; padding: 5px;"> 線路設置費の額(残額があるときに限ります。) </td> </tr> </table> <p>イ KDDI Area Ethernet (HTNet)サービスの品目の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更後の第1種アクセス回線の新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 3%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更前の第1種アクセス回線の新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 3%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 28%; padding: 5px;"> 線路設置費の額(残額があるときに限ります。) </td> </tr> </table> <p>ウ ア又はイの規定は、第1種アクセス回線が異経路となる場合は準用しません。</p>	新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスに係るイーサネット通信網契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額(残額があるときに限ります。)	変更後の第1種アクセス回線の新設するときの線路設置費の額	-	変更前の第1種アクセス回線の新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額(残額があるときに限ります。)
新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet (HTNet)サービスに係るイーサネット通信網契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額(残額があるときに限ります。)							
変更後の第1種アクセス回線の新設するときの線路設置費の額	-	変更前の第1種アクセス回線の新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額(残額があるときに限ります。)							

2 線路設置費の額

1 第1種アクセス回線につき区域外線路100mまでごとに

区 分	線路設置費の額 (税抜価格 (税込価格))
線路設置費	81,000円 (89,100円)

第3 設備費

1 適用

設備費の適用については、第40条（設備費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 ・ 異経路の線路の部分 ・ 特別な電気通信設備の部分

2 設備費の額

区 分	設 備 費 の 額
当該設備ごとに	別に算定する実費
備 考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。	

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 支払証明書の発行手数料

1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記14（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 支払証明書の発行手数料の適用	契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2 料金額

区 分	単 位	料金額 (税抜価格 (税込価格))
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400 円 (440円)
備 考 1 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。		

別表 基本的な技術的事項

当社が回線終端装置を提供する場合

品 目 等		物 理 的 条 件	相 互 接 続 回 路		
			伝送速度	符号形式	光出力等
高速デジタル方式のもの	128kb/s, 1.5Mb/s	8端子コネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠		
イーサネット方式のもの	0.5Mb/s, 1Mb/s~ 10Mb/s				
	20Mb/s~ 100Mb/s		IEEE802.3u 100BASE-TX準拠		
	1Gb/s	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C5973準拠) GI型光ファイバケーブル (JIS規格 C6832のSGI-50/125及びSGI-62.5/125準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-SX準拠		

附 則

(実施期日)

この約款は、平成19年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別記14の(2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。
(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。